

## 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」について

### 基本的な考え方

#### 【計画の位置づけ】

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく、**都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画**として策定
- 「東京都男女平等参画推進総合計画」等の**関連する計画と整合性**を図り策定
- 都政の新たな羅針盤「**未来の東京**」戦略」の趣旨を踏まえて策定

#### 【計画期間】

令和6年度から10年度までの**5年間**

計画本文はこちら →



#### 【計画の理念】

困難な問題を抱える女性の**人権の擁護**を図るとともに、**男女平等の実現**に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、**本人の意思が尊重**されながら、**安全にかつ安心して自立した生活**を送ることができる東京の実現

### 計画策定に当たったポイント

- ✓ **東京都女性相談支援センター**と**東京都女性相談支援センター多摩支所**、全区市・都の西多摩福祉事務所や支庁に配置されている**女性相談支援員**、5か所の**女性自立支援施設**を軸とした**支援基盤の充実・強化**、医療機関・警察等の**関係機関**や多様な支援を提供する**民間団体等**と**連携・協働**した支援体制の構築
- ✓ 日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの**若年女性への対策**を関係機関と連携し、**より一層充実**
- ✓ 当事者や区市町村、女性自立支援施設、民間団体等に対して**幅広く調査・ヒアリング**を行い、把握した**意見も踏まえて計画**を策定

## 5つの基本目標と今後の取組

### 基本目標1 対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供

- ① 相談体制の整備等による対象者の早期の把握
- ② 気軽に立ち寄れる居場所の整備
- ③ 多様な一時保護先の確保
- ④ 専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決
- ⑤ 自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供
- ⑥ 地域での安心な生活を支えるアフターケア
- ⑦ 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援
- ⑧ 東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援

### 基本目標2 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施

- ① 適切なアセスメントの実施
- ② 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加
- ③ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進
- ④ 社会資源の把握による最適な支援の提供

### 基本目標3 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化

- ① 同伴児童への心理的サポート等の実施
- ② 個々の状況に応じた多様な学習支援や楽しめる機会等の確保
- ③ 母子同一の場所での一時保護
- ④ 児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等との連携による支援

### 基本目標4 困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進

- ① 関係団体等と協働した若年女性等支援の推進
- ② 関係機関・民間団体等と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルへの対応
- ③ 関係機関・民間団体等と連携した「ト一横」問題への対応
- ④ 予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援
- ⑤ 若年女性が受け入れやすい支援

### 基本目標5 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

- ① 女性相談支援センターの体制強化・機能強化
- ② 女性相談支援センターと児童相談所との連携強化
- ③ 女性相談支援員の支援力・相談機能の強化
- ④ 女性自立支援施設の体制強化
- ⑤ 女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実
- ⑥ 民間団体等との協働の推進
- ⑦ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進
- ⑧ 配偶者等暴力対策の実施
- ⑨ 施策の周知・啓発・広報の実施

## 東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会 検討経過

	開催日	議事内容
第1回	令和5年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の基本的な考え方・計画策定の進め方</li> <li>○ 都における困難な問題を抱える女性を巡る現状・課題</li> <li>○ 関係機関等への調査及びヒアリング内容について</li> </ul>
第2回	令和5年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 婦人保護施設退所者ヒアリング</li> <li>○ 計画体系(案)の検討</li> <li>○ 困難な問題を抱える女性への支援内容・支援体制</li> </ul>
第3回	令和5年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間団体による支援・民間団体との連携について</li> <li>○ 民間団体ヒアリング</li> <li>○ ヒアリングを踏まえた議論</li> </ul>
第4回	令和5年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 婦人保護施設、民間団体、区市町村、婦人保護施設入所者等への調査及びヒアリング結果について</li> <li>○ 計画素案について</li> </ul>
第5回	令和6年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画素案について</li> </ul>
第6回	令和6年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメントの状況について</li> <li>○ 計画最終案について</li> </ul>

**「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」策定に当たって実施した調査及びヒアリングの概要**

**調査**

対象者	回答数等	実施場所、実施期間等
一時保護対象者	23名中17名提出	女性相談センター一時保護所及び都内婦人保護施設5か所で令和5年10月11日から令和5年10月24日までの間に一時保護を解除された方 (女性相談センターの一時保護所では令和5年10月30日から令和5年11月9日まで追加実施)
婦人保護施設入所者	82名中67名提出	都内婦人保護施設5か所に令和5年10月11日から令和5年10月24日までの間入所していた方
区市町村	62区市町村	令和5年10月17日から令和5年10月26日まで
民間団体	1団体	令和5年10月から12月まで

**ヒアリング**

対象者	対象者内訳、対象者数	実施時期、実施方法
婦人保護施設退所者	5名(都内5施設各1名)	1名は第2回委員会で実施、4名は令和5年11月に対面で実施
婦人保護施設	6施設(都内5施設及び婦人保護長期入所施設1施設)	令和5年11月に対面で実施
婦人相談員	4名(2区、2市)の婦人相談員	令和5年11月にオンラインで実施
女性相談センター	2か所(本所、支所)	令和5年11月に対面で実施
民間団体等	14団体(無料低額宿泊所1施設、児童自立援助ホーム1施設、更生施設1施設、母子生活支援施設1施設、その他民間団体10団体)	4団体は第3回委員会で実施 10団体は令和5年10月から令和5年11月の間に対面若しくはオンラインで実施